

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回入間市健康福祉センター運営協議会
開 催 日 時	令和4年5月18日(水) 午後7時00分 開会・午後8時00分 閉会
開 催 場 所	入間市健康福祉センター3階 301・302会議室
議 長 氏 名	入間市健康福祉センター運営協議会副会長 柳 辰男
出席委員(者)氏名	岩崎 廣司 委員 滝沢久美子 委員 花井 康之 委員 比留間友治 委員 星野ふみ子 委員 佐藤 啓吾 委員 柳 辰男 委員 山本 寛 委員 高橋恵美子 委員 藤牧 利昭 委員
欠席委員(者)氏名	金子 明美 委員 田邊 仁 委員 寺師 良樹 委員 諸井 和江 委員 今井 英雄 委員
説明者の職氏名	健康推進部長 岸 道博 健康推進部次長 中村 孝 健康推進部参事兼所長 鹿山 泰隆 地域保健課長 晝間 拓哉 健康推進部副参事 今井 文香 地域保健課 主幹 吉川真奈美 地域保健課 主幹 江浦 勇人 地域保健課 副主幹 設楽久美子 地域保健課 主事 小川 真輝
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 開会 2 副会長あいさつ 3 議題 (1) 入間市健康福祉センタートレーニング室の見直し について (2) その他 4 閉会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	なし
配 布 資 料	入間市健康福祉センタートレーニング室の見直しについて(案)
事務局職員職氏名	健康管理課長 須田 英樹 健康管理課 主幹 吉田 智博 健康管理課 主事補 九住 有梨華
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

1 議 題

(1) 入間市健康福祉センタートレーニング室の見直しについて

(2) その他

- ・ 次回の協議会の日程について報告した。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
司会(健康管理課主幹)	開会(省略)
柳副会長	副会長あいさつ(省略)
司会(健康管理課主幹)	入間市健康福祉センター運営協議会条例第6条第1項に、会長が会議の議長となる旨が規定され、第5条第3項に会長に事故があるときは副会長がその職務を代理するとされていますので、以後会議の進行を副会長にお願いします。
議長	<p>本日の出席委員は10名です。健康福祉センター運営協議会条例第6条第2項の規定に基づき委員の半数以上が出席されていますので、会議は成立します。会議録の署名委員は比留間委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。健康福祉センタートレーニング室の見直しについて事務局より説明願います。</p>
地域保健課長	<p>前回、トレーニング室の見直しについて市長から諮問させていただき、事務局よりご提案させていただきました見直し案について、皆様にご協議頂きました。トレーニング室は、健康づくりのための推進拠点であり、健康づくりのための施設として固定された利用者だけでなく、多くの方に利用していただきたいと考えております。また、約20年間据え置きとなっております利用料金につきましても、市の財政負担とならぬよう、トレーニング室を利用していただく方に適切な料金を負担していただき、健全な運営となるよう、ご協議頂きました。今回は、前回いただいた皆様からのご意見を元に、1. 開設時間について、2. 利用時間について、3. 利用料金について、4. 利用者数制限について、5. その他の内容につきまして、答申に向けてご協議頂きたいと思っております。</p>
地域保健課主幹	<p>「入間市健康福祉センタートレーニング室の見直しについて(案)」の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、開設時間につきまして、前回提案させていただきましたとおり、月曜日から土曜日の開設時間を9時から21時、日曜日・祝日の開設時間を9時から17時としております。理由としましては、1年を通して夜間の利用者が少ない状況であり、その時間にも委託料・光熱費等が発生しているため、開設時間の短縮による費用の削減を考えております。また、狭山市を除くダイア構成市の閉室時間の21時に沿った形となっております。</p> <p>次に利用時間についてですが、今までは特に制限を設けておりませんでした。利用1回あたり2時間とさせていただきます。見直しの理由につきましては、過度なトレーニングを防ぐという、健康づくりに視点</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>をおいた配慮となっています。入間市以外のダイア構成市では、既に利用時間の制限を設けていることから制限をお願いしたいと思っております。また、利用時間制限を設けることで、長時間滞在している方が減少し、トレーニング機器利用の回転率の向上、新規利用者の増加を期待しております。</p> <p>続いて、利用料金については、表をご覧ください。</p> <p>前回の協議で65歳以上の方については1回の利用料金を400円と設定した場合、現在から2倍の値上げになってしまうという点から、段階的に値上げをしてはどうかというご指摘をいただきました。そのため、65歳以上の方の値上げについては周知期間として1年間は現行料金から100円の値上げとさせていただきます。しかし、以後は受益者負担の公平性の観点から年齢区分を廃止し、一律の利用料金とする予定です。</p> <p>超過料金についても、利用料をもう一度頂く形でも良いのではないかとのご意見をいただき、2時間を過ぎる利用の場合には、同額をいただく設定としております。見直しの理由につきましては、先ほど晝間から説明があったとおり、20年間1回あたりの利用料は据え置きとなっておりますが、運営費にかかる財政負担が大きくなってきているところにあります。</p> <p>定期券の廃止については、他市では行っていない制度であり、定期券の性質上、頻りに利用される方が多くなっているため利用者層の固定につながっています。費用面だけでなく、新規利用者の獲得という点からも廃止とさせていただきます。</p> <p>シャワーの利用料については、今までは使用される方と使用されない方が同額の施設利用料を支払っていただいているため、受益者負担の観点からシャワーを利用される方には利用ごとにお支払いいただく形とさせていただきます。</p> <p>障害者の方の利用料については、全体として1回の利用料金の値上げ、定期券の廃止ということもあり、利用される全ての方に負担いただきたいという点から1回100円の料金設定をお願いしたいと思っております。</p> <p>続きまして、利用者数制限については、最大滞在数を80名としております。これまでは、制限を設けておりませんでした。コロナ禍での新しい生活様式を踏まえ、利用者の方の安全確保、混雑緩和という観点から設定しております。</p> <p>最後に、その他についてですが、フレイル予防に視点をいただいたトレーニング室の利用促進、疾患者に対する個別指導を行うこととしております。当施設は民間に比べ高齢者の方や障害者の方、疾患者の方が利用しやすい施設を目指していきたいと考えておりますので、このような視点を踏まえ、利用促進をねらっていきたくて考えております。また、これまでも疾患者の方に関しては、個別対応を行っておりますが、医療機関と連携し、個人に合ったトレーニング内容をご提示するというものも進めていきたいと考えております。</p>

発 言 者	発 言 内 容
議長	<p>事務局の説明を受け、1 つずつ質疑を伺いたいと思います。まず、開設時間についてです。ご意見、ご質問ございますか。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>次は、利用時間についてです。ご意見、ご質問ございますか。</p>
山本委員	<p>利用時間が2時間という点については、問題ないと思います。実際に利用時間はどのように確認するのでしょうか。</p>
地域保健課副主幹	<p>トレーニング室では、現在もシステムで入室と退室の時間の管理はできております。そのため、利用者それぞれの入室時間に合わせて退室時間が定められます。2時間の利用が過ぎた方に対してはスタッフが個別に声をかけることが可能です。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問ございますか。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて、利用料金についてです。ご意見、ご質問ございますか。</p>
地域保健課主幹	<p>本日欠席の今井委員からご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。「事務局が作成した見直し案を見た限り、なかなかこれでは納得されないのではないかと思います。最終的にこの案にするにしても段階的な実施の方が良いと思います。まず、来年度から定期券を廃止、利用状況を見て、1回券と回数券を値上げすると決めたらいかがでしょうか。最終判断は市長判断となると思いますが、利用者から市長が批判されることが危惧されます。また、値上げについての代償が必要だと思います。機器の更新等がなければ、値上げに対して納得感が得られないと思います。いずれにせよ、第一段階は定期券の廃止のみにした方が良いと思います。』というご意見をいただいております。</p> <p>合わせて、この意見に関しまして事務局の意見を述べさせていただきます。まず、定期券を廃止し、利用状況を見て、1回券と回数券を値上げする段階的な措置というご意見についてですが、繰り返しにはなりますが、今回の諮問は、約20年間据え置きとなっております利用料金の見直しとなっておりますので、適正な受益者負担を考慮した金額となっております。市としては、見直しを機に、適切な使用料を利用者の皆様をお願いしたいと思っております。また、定期券の廃止につきましては、コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年7月より販売を見直している状況で</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>す。既に約2年近く、定期券のない状態で運営をさせていただいております。高齢者の方々につきましては、1年間の周知期間を取らせていただきますが、定期券の廃止と1回券、回数券の値上げについては、ご提示した案のとおり設定させて頂きたいと思っております。また、ご意見の後半にありました、値上げに対する効果が無ければ納得を得られないという点につきましては、利用料の改正による適正な利用者負担をお願いすることにより、市の財政負担を軽減することが大きな目的の一つとなっておりますので、今回の料金の改正によりすぐに新しい機器の購入を行うという訳ではありませんが、事業継続のため市民の皆様にご協力いただきたくと考えております。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問ございますか。</p>
佐藤委員	<p>先ほど山本委員がおっしゃられたご意見と関連しまして、超過料金については、65歳未満は400円、65歳以上は300円と記載されておりますが、超過料金については超過時間による区分はあるのでしょうか。</p>
地域保健課主幹	<p>超過料金については、先ほどご説明させていただいたとおり、個別に管理しており、利用時間が2時間を超えるようであれば、スタッフから個別に利用者へお声がけをさせていただき、超過してご利用される場合には、さらに2時間分の料金をお支払いただく形でご案内をさせていただきます。</p>
山本委員	<p>つまり、超過料金を払えば4時間利用できるということですか。</p>
地域保健課主幹	<p>はい。</p>
比留間委員	<p>見直し案に100円の値上げと記載されており、現行が300円である場合には400円となると思います。将来も65歳区分を廃止せず、例えば一般の方は500円、高齢者の方は300円といったように、トレーニング室が健康福祉センター内の施設である以上、年齢での区分を設けてもよろしいのではないのでしょうか。特に利用していただきたい年齢層はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>また、超過料金について、2時間を過ぎた場合には、1回の利用と同額の料金を追加でいただくということですが、実際に超過してご利用いただきたいのか、利用時間内で利用していただきたいのかの意思表示が見えません。そのため、もう少しわかりやすく設定してもよいのではないのでしょうか。例えば1時間の場合は300円、2時間の場合はそれ以上といった区分けをしてはいかがでしょうか。</p> <p>それから、シャワー室の利用料金について、1回あたり100円は、昨今</p>

発 言 者	発 言 内 容
地域保健課副主幹	<p>の原油高を考えると難しいと思います。どのようなコスト計算で考えられているのでしょうか。</p> <p>超過料金に関しまして、健康づくりの指針では2時間で退室していただきたいとは思っております。ただし、利用者の中には、利用時間を超える方も想定されます。運営にあたっては、その場合のルールを予め決めておく必要があるため設定しております。シャワーの利用料金については、新たに設定する料金項目であるため、高額の設定は難しく、1回あたり100円と設定させていただいております。</p>
比留間委員	<p>案に記載されてはませんが、駐車場の利用について、現在の市役所と同様の方式を取り入れるのはいかがでしょうか。例えば、2時間までは駐車場料金は無料、2時間を超えると有料になるといったシステムを加えることで、利用時間超過の歯止めにもなるかと思えます。</p>
柳副会長	<p>私は、2時間の利用を制限した場合に、超過料金を設定する必要はないと考えます。設定した場合、超過してもよいという意識が強まり、料金を払えば超過できるという認識になると思います。2時間に設定した経緯は、混雑緩和のためでもあるとは思いますが、体力や健康面を考慮しての適正化によるものだと思います。そのため、2時間以上の利用を認めないという方向でよいのではないかと私は思います。また、シャワー料金については、シャワーの数が少ないということもあり混雑していましたが、料金を設定することで利用する人が限られ、混雑の解消につながるのではないかと思います。</p>
高橋委員	<p>先ほど比留間委員のご質問の中に、利用が望ましい年齢層というお話が出ましたが、以前協議した中で、そのような話はありませんでしょうか。利用していただきたい層が決まっている場合、料金設定等も変わってくるのではないかと思います。</p>
地域保健課副主幹	<p>当施設は、約20年前の開設当初、高齢者の方が多く利用するのではないかと想定で機械を購入させていただいた経緯がございます。そのため、過去にお配りした利用者数の資料をみていただくと高齢者の方が多い状況になっております。しかし、若い方を排除する訳ではありませんので、様々な方にご利用していただきたいと思っております。</p>
議長	<p>続きまして、利用者数制限についてです。ご意見、ご質問ございますか。</p>
山本委員	<p>最大の滞在者数は80名と記載されており、今まで90名～100名という</p>

発 言 者	発 言 内 容
地域保健課副主幹	<p>時もあったということですが、トレーニング室の広さを考えると、80名は多いように感じます。問題なければよいのですが、ご意見を聞かせていただければと思います。</p> <p>一度に80名滞在となると多いように感じますが、あくまで最大数ではありませんので、以前、皆様に見学していただいたとおり、当施設は天井の高さやスペースもあり、皆様が機器を使用した状況でも50名となります。残り30名の方がベンチに座られていたり、ストレッチをされていたり、機器をお待ちになったりしていることが想定され、安全面を考えた数値とさせていただきます。</p>
柳副会長	<p>80名というのは、災害時の避難経路等の確保を考慮した人数なのでしょうか。</p>
健康推進部参事兼所長	<p>各部屋は消防法で定数が決まっており、その人数で各部屋の定員を割り出しています。例えば、この協議会で使用しております301・302会議室は、定員200名となっており、トレーニング室と比較するとトレーニング室の方が広いため、法律上では定員には達していないと思われます。</p>
藤牧委員	<p>今回値上げするにあたって、サービスの向上に関してはパーソナルトレーニングを行うということになっていますが、これまでも行って来たことであるとしても、サービスとしてパーソナルトレーニングを行うということを明確に示す必要があると思います。また、その際には施設の特性上、疾患者を中心として行うということを謳った方が良いと思います。スタッフの人数を考えると、80名の方全員の対応はできないため、疾患のある方を優先し、スタッフにゆとりがあればパーソナルトレーニングを行うという方法が良いのではないかと思います。</p>
地域保健課副主幹	<p>今回の見直しに伴い、パンフレットも変更する必要があると思いますので、共に検討させていただきます。</p>
柳副会長	<p>トレーニング室は、高齢者の方だけでなく様々な目的を持った方が利用されると思います。特に女性の利用者については前回触れましたが、性別や年齢にかかわらず、様々な目的を持った方を個別に対応できるような仕組みを作っていただければと思います。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問ございますか。</p>
地域保健課長	<p>今後の答申に向けて、見直し案のシャワー料金、超過料金について一度ご確認をさせていただきたいと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
比留間委員	シャワー料金については、コインシャワーを設置するような業者もありますので、老朽化をきっかけに、新たなシャワーを設置する関係で切り替えるという方法でもよろしいのではないかと思います。
藤牧委員	超過料金は 2 時間ごとに設定する方法でよろしいのではないのでしょうか。
地域保健課長	前回協議していただいた中で、2 時間の利用と決めた場合に、一度退室していただき、再び入室していただく方がよいのではないかという意見をいただきましたので、今回、超過料金を利用料金と同額の設定をさせていただきました。
藤牧委員	見直し案の表を見ると、超過料金を 400 円と設定した場合、8 時間利用する方は一度 2 時間分の利用料金 400 円を支払い、超過料金 400 円を支払うと計 800 円で 8 時間利用できると認識できますので、2 時間ごとに 400 円という設定にした方がよいと思います。
佐藤委員	利用者の中には、30 分伸ばしたいという場合もあるのではないのでしょうか。
地域保健課長	<p>そのケースも検討していましたが、その場合、超過料金を細かく設定する必要がございます。こちらとしては、2 時間のトレーニングが最適であると判断しておりますので、2 時間のうちにお帰りいただきたいと思っています。</p> <p>ただ、2 時間の経過をスタッフが知らせた際に、どうしてもまだ利用したいという方がいた場合、利用料と同額をお支払いいただくことで利用が可能となる設定をさせていただきました。</p>
議長	それでは、今回の協議を元に答申案を作っていただければと思います。よろしければ、今回の見直し案についての質疑を終了したいと思います。
地域保健課主幹	ご協議ありがとうございました。今回いただいたご意見を踏まえ、こちらの回答と併せまして答申案をご提示させていただければと思います。
議長	<p>それではその他を議題といたします。委員の皆様から何かございますか。</p> <p>(意見等なし)</p>

発 言 者	発 言 内 容
議長	なければ、事務局から連絡事項をよろしく願いいたします。
健康管理課長	次回の開催は7月27日(水)を予定しております。正式に決定いたしましたら、皆様にご通知いたしますので、よろしく願いいたします。
議長	これで議題は終了しましたので、議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
柳副会長	閉会あいさつ(省略)
司会(健康管理課主幹)	これで令和4年度第1回健康福祉センター運営協議会を終了いたします。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和4年6月7日

議 長 の 署 名 _____ 柳 辰男 _____

議長が指名した者の署名 _____ 比留間 友治 _____